

社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 年次有給休暇の1人当たりの平均年間取得日数を10日以上とする。

＜対策＞

- ・平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- ・平成30年5月～ 管理職員による指導等により計画的な取得の促進を図る。

目標2 配偶者が子どもを出産する職員について男性職員の休暇の取得促進のため特別休暇の取得率を80%以上とする。

＜対策＞

- ・平成30年4月～ 会議等において職員への制度の周知・啓発を行う。
- ・平成30年5月～ 取得した職員からの意見の聞き取り調査を行う。

目標3 育児休業の取得を希望する職員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、個別に育児休業に関する制度の周知を実施する。

＜対策＞

- ・平成30年4月～ 育児休業を希望する職員に対して、個別に制度の周知を行う。
- ・平成30年5月～ 育児休業を希望する職員に対して、面談を実施し、把握したニーズに合わせて、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供などを行う。

社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 一般事業主行動計画実行状況

1 実行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2 実行状況

目標1 1年間で20日間(新規採用者、復職者を除く)を付与し、時間単位で取得可能な年次有給休暇の取得促進を図る。

<実行状況>

- ・ 子の急な病気による通院や、学校行事等に時間単位での年次有給休暇を有効活用することができた。また、個人や部署間で取得差がないように調整することができた。

目標2 配偶者の出産時(5日)の特別休暇取得の促進を図る。

<実行状況>

- ・ 配偶者の出産時の特別休暇(5日)は概ね取得することができた。

目標3 育児休業取得者に対し職場復帰しやすい職場風土づくりを行い、希望者には職場復帰プログラムを実施する。

<実行状況>

- ・ 育児休業取得者に対し、取得期間中も気軽に職場へ立ち寄ることのできる職場づくりを行い、コミュニケーションを図り、職場復帰しやすい環境を整えました。
- ・ 希望者に職場復帰プログラムを実施することを周知しておりましたが、希望者はいませんでした。